

魚津市告示第176号

魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成 2 年魚津市規則第 6 号）第 21 条の規定に基づき、魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において私立認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園で、国又は地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、原油価格をはじめとする物価の高騰の影響を受けている市内私立認定こども園が、引き続き施設を安定的に運営できるよう、光熱費の一部を対象とし、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金は、消費税及び地方消費税を交付の対象としていないため、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告は要さないものとする。

(補助の対象)

第 4 条 対象となる施設は、令和 7 年 7 月 1 日時点において市内に所在し、申請日時点において稼働している私立認定こども園とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、令和 7 年 7 月 1 日現在の入所児童数に 700 円を乗じて得た額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書

（様式第 1 号）に魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業計画兼実績内容書（様式第 2 号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定及び額の確定）

第 7 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付（不交付）決定兼額の確定通知書（様式第 3 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（帳簿の備付け）

第 8 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第 7 条の規定による交付決定を受けている者に係る第 8 条の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所 在 地

事業者名称

代表者指名

魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付申請書兼
実績報告書

補助金の交付を受けたいので、魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業
補助金 円を交付されるよう、魚津市私立認定こども園物価高騰
対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次の関係書類を添えて申請す
るとともに、実績を報告します。

（関係書類）

魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業計画兼実績内容書（様式第 2 号
）

様式第 2 号（第 6 条関係）

魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業計画兼実績内容書

施設名 _____

1 計画兼実績内容

令和 7 年 7 月 1 日現在の 入所児童数 (A)	単価 (B)	補助金額 (A) × (B)
人	700 円	円

様式第3号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
事業者名称
代表者氏名

魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付（不交付）
決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定を行いましたので、魚津市私立認定こども園物価高騰対策事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

魚津市長

1 交付の可否

交付します。

交付しません。
（理由）

2 交付決定額

金 円